

会津大学短期大学部体組成測定機器等貸出要綱

2024年9月30日制定

（目的）

第1条 この要綱は、地域貢献の一環として、会津大学短期大学部が保有する体組成測定機器及び周辺機器（以下、「体組成測定機器等」という。）の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出対象）

第2条 体組成測定機器等の貸出しの対象となるのは、福島県に所在する各号の団体又は会津大学短期大学部教員とする。

- (1) 自治体又は教育委員会
- (2) 学校、公民館等の教育機関
- (3) 老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設又は社会福祉協議会
- (4) その他学長が適当と認めた団体

（体組成測定機器等）

第3条 貸出を行う体組成測定機器等の種類及び台数は別表のとおりとする。

（使用の申請）

第4条 体組成測定機器等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、体組成測定機器等使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項記入の上、会津大学短期大学部学長（以下「学長」という。）に申請しなければならない。

- 2 申請書は、使用しようとする日（連続して2日以上にわたって使用するときは、その初日）の1か月前（その日が週休日又は祝日に当たるときは、その前日）までに申請するものとする。

（使用の許可）

第5条 学長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査して使用の許可又は不許可を決定しなければならない。

- 2 学長は、前項の決定をしたときは、体組成測定機器等使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）又は体組成測定機器等使用不許可通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 学長は、第1項の許可をする場合において使用上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動と認められるとき
- (2) 特定の政党又は政策を支援する活動と認められるとき
- (3) 特定の宗教団体又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動と認められるとき
- (4) 団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であると認めるとき、若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が役員等である又は経営への実質的関与や支援をしていると認められるとき
- (5) その他学長が不適当であると認めるとき

(使用許可の取消し等)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したと判断したとき又は使用許可書に記載する使用条件に従わないとき
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき

(目的外使用等の禁止)

第8条 第5条第2項の規定により、学長から使用許可書を受領した者（以下、「使用者」という。）は、許可を受けた使用目的以外に使用し、又は第三者に使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 体組成測定機器等の使用料は、無料とする。ただし、測定結果を印刷する専用紙については、使用者が準備するものとする。

(原状回復義務等)

第10条 使用者は、使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用した体組成測定機器等の測定データの消去を含めて原状に復し、返却しなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 使用者が自らの責めに帰すべき事由で体組成測定機器等を滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

ない。

- 2 学長は、第7条の規定に基づく使用許可の取消しにより、使用者に損害が生じてもそれに伴う一切の損害を補償しない。
- 3 学長は、体組成測定機器等の盗難、紛失やデータ漏洩等の事故により発生した損害について、その責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、学長が定める。

附則 この要綱は、2024年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

体組成測定機器及び周辺機器の詳細

機器	仕様等	台数
体組成測定機器	タニタ社製 マルチ周波数体組成計ポータブルタイプ 型式 MC-780A-N	1
ノート型パソコン	DELL N I 5 5 S - A W H B B ノートパソコン	1
プリンター	キャノン カラーA4モバイルプリンターTR153	1

- ※ 体組成計で測定する際、体に微弱な電流が流れるため、ペースメーカー等、体内機器を装着されている方は、使用できません。
- ※ 機器の状態及び貸出状況により、貸出できない場合があります。
- ※ 使用者が、測定者の氏名や体組成測定結果等、個人情報を保有する必要がある場合は、あらかじめ測定者本人や保護者等から同意を得て、利用目的の範囲内で取り扱うなど個人情報の保護に関する法律に基づき適切な対応をする必要があります。